



令和3年8月25日（水）
帯広市男女共同参画市民懇話会 資料1

多様な性に関する論点整理

目次

論点一覽	• • • • • • •	1
論点1－2	• • • • • • •	2
論点1－3	• • • • • • •	10
論点1－4	• • • • • • •	16
論点1－5	• • • • • • •	20
論点1－6	• • • • • • •	23
論点2－1	• • • • • • •	26

論点一覧

1 パートナーシップ制度

- 1-1 この制度の必要性や目的について、どう考えるか。
- 1-2 対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。
- 1-3 証明書には、子供についての記載も含めるべきか。
- 1-4 証明、宣誓など、どのような種類の制度が適切と考えるか。
- 1-5 年齢、居住地、配偶者の有無など、どのような要件が必要と考えるか。
- 1-6 再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。

2 多様な性に関する施策

- 2-1 どのような取り組みが必要と考えるか。



論点1-2

対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。

「パートナーシップ」の定義

標準的な定義

「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである 2者の関係」

- ※「相互に協力することを約束した」という自治体もある
- ※同居や費用分担を求める自治体は少数

要検討事項

- ① 事実婚を含むか
- ② 性的マイノリティをどう定義するか

① 事実婚を含むか

他都市の状況

- ・ 性的マイノリティ等に限定 78件
- ・ 異性間の事実婚を含め、性のあり方を問わない 27件

性的マイノリティ等に限定

- ・ 性的指向や性自認に伴う差別の解消や生きづらさの軽減が目的
- ・ 男女共同参画計画に性的マイノリティの理解促進等を掲げている
- ・ 事実婚の方々と性的マイノリティの方々の状況はかなり異なる
- ・ 事実婚については、今後の社会情勢等を見て研究する必要がある

事実婚を含む

- ・ 様々な事情で婚姻できず、やむを得ず事実婚を選ぶ方もいる
- ・ 多様性を認め合う地域社会を実現するために必要
- ・ 性的マイノリティに限定すると当事者を浮き彫りにしてしまう

婚姻・事実婚・パートナーシップ制度の比較

事実婚については、遺族年金や健康保険、児童扶養手当など、200を超える法令において、法律上の配偶者と同様の扱いをする定めがある。

項目	婚姻	事実婚	パートナーシップ制度
所得税の配偶者控除	あり	なし	なし
子の親権者	共同親権	原則母親	一方のみ
法定相続・遺留分	あり	なし	なし
住民票の記載	妻 夫	<u>妻（未届）</u> <u>夫（未届）</u>	なし
児童扶養手当の受給 （離婚後・関係解消後）	対象	<u>対象</u>	対象外
社会保険の被扶養者	対象	<u>対象</u>	対象外
遺族年金の受給	対象	<u>対象</u>	対象外
犯罪被害者遺族給付金の受給	対象	<u>対象</u>	対象外

事実婚を選択する主な理由

- 姓（氏）を変えなくてよい
- 戸籍制度に反対
- 入籍に魅力を感じない
- プライベートなことなので国に届け出る必要を感じない
- 夫は仕事、妻は家事という性別役割分担から解放されやすい
- 社会的なキャリアを守るため
- 相手の非婚の生き方の尊重
- パートナーと別れる際に手続きをしなくてよい
- 経済的な理由
- 前のパートナーとの間にできた子どもの立場を考慮

夫婦別氏制度(夫婦別姓)に関する議論経過

平成8年 法制審議会答申「民法の一部を改正する法律案要綱」
(選択的夫婦別氏制度の導入を提言)

改正法案を準備 ⇒国会提出に至らず

平成22年 改正法案を準備 ⇒国会提出に至らず

令和2年 第5次男女共同参画基本計画に更なる検討の推進について記載

【第5次男女共同参画基本計画(抜粋)】

婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえ、家族形態の変化及び制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

② 性的マイノリティをどう定義するか

他都市の状況

- ・ 戸籍上の性別が同一である2者：5件
- ・ 性（性自認を含む）を同じくする2者：4件
- ・ 一方又は双方が性的マイノリティである2者：69件

※同性カップルのみ



※トランスジェンダーやXジェンダーなどを幅広く含む

- ・ 異性愛のみでない方、性自認が出生時の性と異なる方：31件
- ・ 典型的とされていない性的指向・性自認の方：16件
- ・ 性のあり方が多数派ではない方：9件
- ・ 定義なし：10件 など

留意点

- ・ 「マイノリティ」は第3次プランで使用していない
 - ※「典型的とされていない」「多数派ではない」は妥当か
- ・ 性のあり方は多様なため、もれなく定義するのは難しい
- ・ 性的指向や性自認は客観的に確認できない
 - ※「確認書」による自己申告、虚偽の場合の無効・取消しについて定める自治体が多い

議論のポイント

「パートナーシップ」の定義としてふさわしいのは、いずれの選択肢か。又は、これら以外か。

選択肢 1

「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した、一方又は双方がLGBT等（性的指向が「異性愛のみ」ではない方、性自認が出生時の戸籍の性と異なる方）である 2 者の関係」

選択肢 2

「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した 2 者の関係」

※事実婚を対象に含むことをガイドブックなどで明記

選択肢 3

「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した 2 者の関係」（表現は選択肢 2 と同じ）

※制度の目的に、性的指向や性自認に伴う差別の解消や生きづらさの軽減などを明記し、「性的マイノリティ」「LGBT等」を使わない

※事実婚は対象外であることをガイドブックなどで明記



論点1－3

証明書には、子供についての記載も
含めるべきか。

子供・子育てに関する困難例

- 婚姻できないため、子供に対して共同親権を持ってない
- 連れ子とパートナーが養子縁組を行うと、親権は実親から養親に移る
- 法律上の夫婦でなければ、共同で普通養子縁組（実親との親子関係が継続するタイプの養子縁組）ができない
- 配偶者がいない者は、特別養子縁組（実親との親子関係がなくなるタイプの養子縁組）の養親になれない
- 実親が死亡した際、遺言がなければ、パートナーが未成年後見人（親権者がいない未成年のために財産管理や教育監護等を行う）に就任できない場合がある
- 保育所や学校に子供を迎えに行っても、引き取りを断られる
- 病院で子供の入院手続きができなかったり、病状説明を受けられないことがある
- コロナ禍で「家族」のみに利用が制限されている児童関連施設で、実親（パートナー）との関係を説明しにくい
- 伝統的な家族観を持つ親世代に理解してもらうのが難しい

他都市の事例

パートナーシップ関係にある2者と一緒に暮らす子供について、家族であることを宣誓・届出し、証明書などに記載できるしくみ（ファミリーシップ制度）

対象者の要件

- ・ 未成年の子
- ・ パートナーシップ関係にある者の一方又は双方と生計が同一

導入状況

- ・ 兵庫県明石市（R3.1月）
- ・ 徳島県徳島市（R3.2月） ※既存の制度に追加
- ・ 東京都足立区（R3.4月）
- ・ 福岡県古賀市（R3.7月） ※既存の制度に追加
- ・ 愛知県豊田市（R3.7月）
- ・ 埼玉県鴻巣市（R3.12月予定） ※既存の制度に追加
- ・ 香川県三豊市、鳥取県境港市 ※検討中

主な効果

- ・ 公立病院での病状説明
- ・ 公営住宅への入居
- ・ 保育所の入所申込
- ・ 保育所、幼稚園、学校の送迎など

明石市

明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る

子に関する届出書

令和 年 月 日 届出

明石市長 殿

(よみかた)	子		パートナーB	
	氏名	氏名	氏名	氏名
(通称名の場合 戸籍上の氏名)				
生年月日	平成 令和	年 月 日	昭和 平成	年 月 日
住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号		番地 番 号	

(よみかた)	パートナーA		子との関係	
	氏名	氏名	※該当する欄にチェック☑を入れてください。	
(通称名の場合 戸籍上の氏名)			<input type="checkbox"/> 親権のある親	
生年月日	昭和 平成	年 月 日	<input type="checkbox"/> 生みの親	
住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号		<input type="checkbox"/> 血のつながりのある親	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

パートナーA及びBが、明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る届出をするに際し、上に記載する子を含めて家族としての思いを持つ関係であることに同意し、あわせて届出します。

届 出 人 署 名	子(任意)
届 出 人 署 名	A
届 出 人 署 名	B

(中面)

<p>明石市 パートナーシップ ファミリーシップ 制度 届出受理証明書</p> <p>明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、届出を受理したことを証します。</p> <p>様 様</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>第 号 明石市長 泉 房穂 公印</p>	<p>この受理証明書の提示を受けられた方へ</p> <p>明石市では、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえ」のまちの実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。</p> <p>性の多様性において、違いや個性に対する差別や偏見のないまちづくりへのご理解とご協力をお願いします。</p> <p>また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向、性自認、性表現)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。</p>
---	--

(表紙面)

<p>【特記事項】※印字例 戸籍上の氏名:○○ ○○</p> <p>子どもの氏名:○○ ○○(xx年x月xx日生) ○○ ○○(xx年x月xx日生)</p> <p>【緊急連絡先】(自由記載)</p>	 <p>明石市</p>
---	--

足立区

【申請番号：第 号】

第2号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

【交付番号：第 号】
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条の要件をすべて満たしているため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行います。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に表示する氏名は、通称の使用を希望します・希望しません。

※該当する方を○で囲んでください。

(宛先)
足立区長

年 月 日

宣誓をする者

氏名 _____ 氏名 _____

(通称 _____) (通称 _____)

住所 _____ 住所 _____

連絡先 _____ 連絡先 _____

※パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者に生計を同一とする未成年の子がいる場合は、氏名を記載することができます。

未成年者氏名 _____

添付書類 ※該当する番号を○で囲んでください。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者の住民票の写し
- 2 要綱第3条の要件を満たしていることがわかる戸籍抄本
- 3 その他（未成年者がいる場合は、年齢や生計関係が確認できる書類）

※裏面の確認事項をご記入ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

未成年者氏名 _____
年 月 日生

年 月 日生

上記両名から、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

年 月 日

足立区長 近藤 弥生

議論のポイント

以下のような様々な意見を踏まえつつ、子供についての取り扱いを導入すべきか。

妊娠や子育ては同性カップル
にとっても選択肢の一つ

困りごとを解消する必要がある

制度ができて、子供を諦めなく
てもよいと思えた

親のエゴではないか

子供がいじめられる

子供自身の意思を
反映できるのか



論点1-4

証明、宣誓など、どのような種類の
制度が適切と考えるか。

婚姻制度の特徴

項目	内容
婚姻の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 当事者間に婚姻の意思があること・ 男性18歳以上、女性16歳以上（未成年者は父母の同意が必要）・ 配偶者がいないこと・ 近親者や直系姻族、養親子の関係にないこと・ 女性は再婚禁止期間を経過していること
手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 婚姻届を作成し、市区町村役場に届け出る・ 成年2名の署名押印が必要・ 手数料は不要
主な効果	<ul style="list-style-type: none">・ 夫又は妻の氏を称する・ 同居、協力及び扶助の義務・ 未成年は婚姻により成年に達したものとみなす・ 夫婦間の契約は、いつでも夫婦の一方から取り消しできる・ 婚姻費用（生活費）の分担義務・ 日常の家事に関する債務の連帯責任・ 貞操義務

議論のポイント

以下のようなメリット・デメリットを踏まえ、複数の制度の組み合わせを考えてはどうか。

種類	自治体数	特徴	メリット	デメリット
証明制度	3	公正証書等により、2人の関係を証明	契約書で権利や義務を定めるため <u>2人の関係を保障する力が強い</u> 。	契約書の作成に <u>手間や費用がかかる</u> 。
宣誓制度	96	宣誓を行った事実を証明	契約書作成の <u>手間や費用がかからない</u> 。	<u>2人の関係を保障する力が弱い</u> 、人前での宣誓に抵抗感がある方もいる。
届出制度	4	届出の受理や登録を行った事実を証明	契約書作成の <u>手間や費用がかからない</u> 、人前での宣言に抵抗感がある方も利用しやすい。	<u>2人の関係を保障する力が弱い</u> 、届出だと行政の姿勢が受け身に感じられるとの意見も。
登録制度	3			

※婚姻制度では、2人の法的な権利・義務が明確、費用がかからない、宣誓は不要。

公正証書等の内容(参考)

種類	求められる記載内容
合意契約	<ul style="list-style-type: none">・ 両当事者の愛情と信頼に基づく真摯な関係であること (相互にパートナーシップ関係にあることとする自治体もある)・ 同居し、互いに責任を持って協力し、共同生活に必要な費用を分担すること
任意後見契約	<ul style="list-style-type: none">・ 精神上的障害により判断能力が不十分となった際に、自己の生活、療養看護、財産の管理の全部又は一部を委託すること

※上記のほか、日常の家事に関する債務の連帯責任、当事者間の財産の帰属、子の教育監護などの定めを求める自治体もある。

※同性カップル等が合意契約・任意後見契約を求められる場合がある事例

- ・ 金融機関におけるペアローンや収入合算、担保提供
- ・ 生命保険金の受取人



論点1-5

年齢、居住地、配偶者の有無など、
どのような要件が必要と考えるか。

他都市の事例

配偶者等

- ・ 配偶者や他にパートナーがいない、近親者でないことなどが要件
- ・ 養子縁組関係を対象に含む場合と含まない場合あり

※パートナーの有無は自己申告により確認

年齢

- ・ 成年に達していること（「20歳以上」とする自治体も）

※民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢及び婚姻開始年齢が男女とも18歳に変更

居住地

- ・ ①双方が居住、②一方が居住し他方が転入予定、③双方が転入予定のいずれかが要件

※賃貸住宅に入居しやすくするため、転入前の申請を可

※転入前に予約票、転入後に証明書を渡す自治体も

国籍

- ・ 外国籍の方を対象に含む自治体が多い

議論のポイント

項目	留意点
<p>養子縁組関係にある方を対象とするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象外とする自治体では、養子縁組とパートナーシップという<u>関係の重複を避ける</u>ためという理由が多い。ただし、相続等のためにやむを得ず養子縁組を行う場合もあるため、<u>養子縁組を解消すれば対象とする自治体も見られる</u>。 対象とする自治体では、<u>様々な事情で婚姻できない現状を考慮した</u>という理由が多い。また、養子縁組のうち、<u>パートナーシップに基づく養子縁組の場合は対象とする自治体もある</u>（自己申告により確認する）。 <p>※（参考）民法の規定により、養子縁組関係にある2者は婚姻できない（養子縁組関係の解消後も同様）。</p>
<p>市内に通勤・通学する方を対象とするか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 帯広市まちづくり基本条例は、通勤・通学者を市民の定義に含んでいる。 国立市は、<u>より多くの方の困難を軽減する</u>等の目的で、いずれか一方が通勤・通学者の場合も制度の対象としている。 <u>通勤・通学者でなくなった場合の把握が困難</u>であるほか、自分の意思ではなく、転勤や解雇など、<u>仕事の都合で対象者でなくなる可能性がある</u>。



論点1-6

再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。

他都市の事例

申請等

- ・申請書・宣誓書、住民票、独身証明書などのほか、要件を満たしていることについて確認書が求められる
- ・通称名の使用や代筆を可とする自治体が多い

証明書の交付

- ・A4サイズのほか、携帯・提示できるようカードタイプも
- ・手数料は無料がほとんど（住民票等の発行手数料は別途必要）
- ・紛失等の場合は再交付が可能

返還など

- ・関係の解消、死亡、転出等の場合の証明書の返還
- ・虚偽申請等の場合の取消し・無効

広域連携

- ・自治体間の協定により、転出後も証明書を使用できるケースや、転出時の手続きを簡素化するケースあり（30件）

議論のポイント

項目	留意点
パートナーの死亡時に 証明書等を返還して もらう必要があるか	<ul style="list-style-type: none">・返還によりパートナーシップ関係を示す書類がなくなるため、<u>遺族の心情や葬儀等の手続きなどを考え、死亡時の返還を求めない自治体がある。</u>・また、パートナーシップ関係の終了を把握するため、<u>返還を不要としつつ、死亡時の届出を求める自治体もある。</u>
広域連携の必要性に ついてどう考えるか	<ul style="list-style-type: none">・道内では、札幌市が導入済み、函館市・北見市・江別市で検討中。管内では、池田町が検討を進める意向。・自治体間で協定を締結する方法が一般的。・連携内容としては、転出入時の手続きを簡素化するケースや、交付済み証明書等の継続使用を認めるケースがある。・<u>手続きの負担や申請を誰かに見られるリスクの軽減</u>などにつながる一方、<u>利用できる行政サービスは自治体により異なる。</u>・対象者や要件等が異なる場合、自治体間の調整が必要となる。



論点2-1

どのような取り組みが必要と考えるか。

取り組みの現状

■相談・普及啓発・交流機会

他都市の事例	帯広市の取り組み
電話相談の開設	「心とからだの健康相談」の電話番号について、多様な性に関する職員ガイドラインに掲載し、ホームページで公開している。
相談窓口の設置・紹介、相談会の実施	多様な性に関する職員ガイドラインに、関連する相談窓口の一覧を掲載し、ホームページで公開している。
市民向け講座やパネル展の開催、啓発資料の作成	多様な性をテーマとした男女共同参画講座を年1回開催しているほか、男女共同参画情報誌において、特集記事を掲載した。
事業者への協力要請、研修会の開催、ガイドブックの作成	事業者等における対応の参考となるよう、多様な性に関する職員ガイドラインをホームページで公開している。
当事者と行政の情報交換会の開催	多様な性に関する職員ガイドラインの策定に当たり、当事者の方々の意見や助言をいただいた。また、パートナーシップ制度や関連施策について、アンケートにご協力いただいたところ。

■医療・福祉

他都市の事例	帯広市の取り組み
救急搬送時のパートナーへの病状説明、救急車への同乗	救急搬送時には、家族や関係者と同様にパートナーへ状況の説明を行い、救急車への同乗も可能としている。
生活保護における同一世帯の認定	同一の住居に居住し生計を一にしている者は、性別や続柄に関わらず、同一世帯員として認定する。
同一世帯としての国民健康保険への加入	住民票の世帯ごとに世帯主が手続きを行えば、パートナーと同一世帯として、国民健康保険に加入することができる。
被保険者証の通称表記、性別の裏面表記（国保・介護）	被保険者からの申し出により、表面の氏名は通称名表記、性別は裏面表記とし、裏面備考欄に戸籍上の氏名・性別を記載する。

■医療・福祉

他都市の事例	帯広市の取り組み
保育所等や学童保育における保護者と同等の取り扱い	通常送迎している保護者以外の方がお迎えに来る場合、事前に保育所に連絡をすることにより児童の引き渡しを可能としている。
身体・知的障害者と生計を一にするパートナーが所有する軽自動車税の免除	障害者と生計を一にする同居者が所有する軽自動車を、もっぱら障害者のために運転する場合は、続柄に関わらず、軽自動車税の免除対象としている。
LGBT等を対象とした自殺予防のための普及啓発	LGBT等に特化してはいないが、自殺予防のためのパネル展やホームページでの啓発、相談窓口をまとめたハンドブックを配布している。また、メンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」をホームページに公開し、相談窓口の案内も行っている。

■住宅

他都市の事例	帯広市の取り組み
住宅の取得補助や利子補給における家族と同等の取り扱い	住まいの改修助成金やスマイル住宅補助金などの制度について、所得制限や補助対象住宅等の対象要件を満たしていれば、性別や続柄などに関わりなく利用できる。

■学校

他都市の事例	帯広市の取り組み
教員研修や出前講座の開催	夏季研修講座にて、性の多様性に係わる現状や、社会の動静、学校現場での児童生徒への対応について、様々な立場からお話しをいただき、見識を深める講座を実施した。
制服や体操着、更衣室やトイレの利用に関する配慮	制服については、一部の学校で性別に関わらず選択できる。また、更衣室やトイレの利用については、様々なケースがあるため、必要に応じ個別に学校へ相談いただくこととしている。

■その他の行政サービス・手続き

他都市の事例	帯広市の取り組み
同一世帯としての 住民登録	パートナーを住民票上の同一世帯として住民登録する場合、世帯主との続柄を「同居人」と記載する取扱いを行う。
性別記載欄の削除	法令等に基づく場合など合理的な理由がある場合を除き、申請書の様式等の性別記載欄を原則廃止とし、様式の見直しなどに取り組んできている。
市民霊園や合葬墓の 利用、墓地の使用権 の承継	戸籍・住民票などで同一の住所であり、かつ、他の家族の同意があれば、パートナーと同じ墓地への埋葬や、墓地の承継を可能としている。
犯罪被害者等の支援 における家族・遺族 と同等の取扱い	犯罪被害者等の家族及び遺族に対する相談対応、情報提供などの支援について、パートナーやその子供についても同等の取扱いを行うこととしている。

■市職員向け

他都市の事例	帯広市の取り組み
職員ガイドラインの策定	多様な性に関する正しい知識の普及と、窓口や職場など様々な場面における望ましい対応の定着をはかるため、具体的な対応例などを示した「多様な性に関する職員ガイドライン」を策定した。
多様な性に関する職員研修の実施	新規採用職員を対象に、多様な性に関する職員ガイドラインなどについて研修を実施してきている。

■現時点で対応していない事項

- SNSを活用した相談対応
- 多様な性に関する啓発活動の表彰
- 事業者への協力要請、研修会の開催、ガイドブックの作成
- LGBTフレンドリー企業の認定
- 多様性を尊重する都市宣言
- 支援者マークの普及促進
- 当事者や支援者等の交流会の開催、当事者の交流スペースの設置
- 市営住宅における同居親族と同等の取り扱い
- 避難所における性別記載や施設利用に関する配慮
- 税証明の申請における同居親族と同等の取り扱い
- 福利厚生制度における配偶者と同等の取り扱い

他都市における取組体系

福岡市

性的マイノリティを身近な存在、多様な存在として認識し、お互いを尊重し合いながら、多様性を認め合う共生社会の実現を目指す

- 支援事業・・・当事者や家族等への直接的支援
(パートナーシップ宣誓制度、専門相談電話、交流事業、災害時の配慮)
- 教育・啓発事業・・・多様性が尊重される環境づくり
(講演会・シンポジウム、啓発リーフレット、
情報発信・企業の取組等の可視化、学校教育における取組)

横須賀市

差別や偏見のないまち、いのちを大切にするまちを目指す

- まもる・・・相談者の人権を守る
(相談体制の充実、孤立の防止、暮らしやすさの保障)
- ささえる・・・相談体制を整える
(研修体制の充実、情報収集の充実)
- はぐくむ・・・正しい知識を伝える
(周知・啓発活動の推進、学校教育における啓発)
- つなげる・・・関係機関との連携に努める
(関係機関との連携、庁内連絡会の開催)

議論のポイント

今後、どのようなことに留意して、取り組みを進める必要があると考えるか。

【例】

- 当事者の意見やニーズの尊重
 - 目指す理念や目標の明確化
 - 多様な性に関する正しい知識や理解
 - 企業や関係機関・団体との連携・協力
 - 市役所における取り組みの率先垂範
 - パートナシップ制度の効果の明確化
- など